

居宅介護支援事業所

下呂ケアサポートセンター

【職員体制】

※特定事業所 Ⅲ

職 種		常 勤	非 常 勤	指 定 基 準	備 考
1	主任介護支援専門員	専 従 兼 務 1名		1名	
2	介護支援専門員	専 従 兼 務 2名 1名	1名	2名	

【利用料金表】

基本単価（単位：円）	居 宅 介 護 支 援 費			特定事業所加算	自己負担
要介護度	I) 45件 未満	II) 45~ 60件未満	III) 60件 以上	III	
要介護1・2	10,860	5,440	3,260	3,230	0
要介護3・4・5	14,110	7,040	4,220	3,230	0

※ 居宅介護支援費Ⅱ・Ⅲについては、45件、60件を超える件数のみ適用。

※ 特定事業所加算Ⅲは、常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置した場合。

加算単価（単位：円）		居 宅 介 護 支 援 費	自己負担	加 算 内 容
入院時情報 連携加算	I	2,500	0	・入院された場合、入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合
	II	2,000	0	・入院された場合、入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ・退院又は退所にあたって病院等の職員から利用者に係る必要な情報を受けた場合	(I) イ	4,500	0	カンファレンス以外の方法により1回受けた場合
	(I) □	6,000	0	カンファレンスにより1回受けた場合
	(II) イ	6,000	0	カンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合
	(II) □	7,500	0	情報を2回受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた場合
	(III)	9,000	0	情報を3回受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた場合
初回加算		3,000	0	・新規に居宅介護サービス計画を策定した場合 ・要介護度が2段階以上変更となった場合
通院時情報連携加算		500	0	・ご利用者が病院等の受診時に介護支援専門員が同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等 カンファレンス加算		2,000	0	・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅に訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(1人につき一月2回までを限度とする)
ターミナル ケアマネジメント加算		4,000	0	・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及びサービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

当事業所は、介護職員等処遇改善加算の適用を受けています。
上記加算は、1ヶ月の総支援額に(2.1%)を乗じた分の金額となります。

※ 要介護認定者は、上記費用は全額給付されますのでご契約者の自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には費用の全額をお支払いいただく場合があります。

詳しい料金等につきましては、担当者にお問合せください。

利用料金について説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名

署名代行者

㊞